# 新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成27年6月23日(火曜日)

# 総務消防委員会

日時 平成27年6月23日(火曜日) 午前9時00分開会 場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

第102号議案「質疑・討論・採決」第103号議案「質疑・討論・採決」第104号議案「質疑・討論・採決」第115号議案「質疑・討論・採決」第116号議案「質疑・討論・採決」第124号議案「質疑・討論・採決」

# 出席委員(6名)

委員長 下江洋行 副委員長 村田康助

委 員 柴田賢治郎 長田共永 丸山隆弘 加藤芳夫

議 長 夏目勝吾

#### 欠席委員 なし

#### 説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の係長職以上の職員

# 事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書 記 今野千加

#### 開 会 午前9時00分

**〇下江洋行委員長** ただいまから、総務消防 委員会を開会します。

本日は、22日の本会議において、本委員会 に付託されました第102号議案から第105号議 案まで、第115号議案、第116号議案及び第 124号議案の7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります

第102号議案 新城市総合支所設置条例等 の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第102号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第103号議案 新城市税条例の一部改正を 議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 討論なしと認めます。 これより、第103号議案を採決します。 本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第104号議案 新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正を議題とします。 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第104号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第105号議案 新城市財産区管理会条例の

一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 討論なしと認めます。

これより、第105号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第115号議案 市有財産の無償譲渡を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第115号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

第116号議案 財産の取得を議題とします。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**〇下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第116号議案を採決します。 本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。 第124号議案 新城市民憲章の制定を議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 市民憲章ということで、 この内容自体は理解するところなんですけど、 市民の皆様に覚えてもらうにはもう少しわか りやすく、簡潔にというところがあるかなと いうように思いますが、その辺はいかがでし ょうか。

〇下江洋行委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 この案につきましては、老若男女、若い方、お年寄りの方にもわかりやすい内容ということで、市民委員に意見を聞きながら審議をしてまいりまして、この結果として、この案になったということでございますので、今後議決されましたら広報紙等に基づきましてPRをしていきたいと思っております。

- 〇下江洋行委員長 柴田委員。
- ○柴田賢治郎委員 それでは、PRする側は これをそらで言えるぐらい理解しているとい うことでよろしいですか。
- ○金田明浩秘書広報課長 はい。
- **○下江洋行委員長** いいですか。 ほかに質疑はありませんか。 長田委員。

○長田共永委員 旧来の鳳来、作手の例はわからないんですが、過去、旧の新城市において市民憲章の推進委員会は設置した経緯があるんですが、そうした会っていうのは、協議会、確かありましたよね。推進協議会でしたか、市民憲章の。それがあって例えばいろいろな会の冒頭に、今、柴田委員の御指摘があったように、これをみんなで話して唱和するっていう形で、推進協議会って、正式な名前、細田会長だったかな、確か。協議会での、そうした会が確かあったはずなんですが、そうした部分の会の設置、これに伴った、そうい

うのは今、考えておられるかどうか。

- 〇下江洋行委員長 金田秘書広報課長。
- ○金田明浩秘書広報課長 今のところちょっとまだ。検討させていただきますけども、一応10月3日の記念式典では、市民憲章を皆さんで唱和していただくという形で対応していきたいと思っております。
- 〇下江洋行委員長 長田委員。
- **〇長田共永委員** 会のほうはまだ。協議会なり、推進の。
- **〇下江洋行委員長** 金田秘書広報課長。
- **○金田明浩秘書広報課長** また検討させていただきます。
- **〇下江洋行委員長** 丸山委員。
- **〇丸山隆弘委員** 今、長田委員が言われた、 ちょっと具体的にどういうことですか。推進 委員っていうのは、要はこの市民憲章をもっ と広く普及できるように。
- 〇下江洋行委員長 長田委員。
- **○長田共永委員** 新城市民憲章、自分も副会 長だったことがあって、その協議会の。確か、 ありましたよね。
- **〇下江洋行委員長** 竹下総務部長。
- ○竹下喜英総務部長 確か社会教育部門、今で言う生涯学習課のところに推進協議会のような、ちょっと名前はもう私は正確に覚えておりませんが、そうした会がありまして、そうしたところでいろんな形で会合があったたびに、会合の冒頭に市民憲章を唱和して会を始めるという運動をしていた方々がいらっしゃったというふうに記憶しております。

そうした会については、先ほど金田課長が 回答したように、今後検討していくというこ とで御理解をしていただきたいと思います。

〇下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 それで過去の話なんですけれど、それでどの程度、啓蒙普及と言うか、新城市民の皆さんのところへ落とし込んでいったかっていう、そういう効果も当然出てくると思うんだけど、それも目的の中に当然ある。

ったのかなということなんだけど、さっき旧 新城ということだから、それでは鳳来、作手 はどうだったかと言うと、改まってそういう 組織はされてなかったと記憶しているんです けれども、それぞれの条例の中にうたい込ん で市民憲章推進委員ということをうたいこむ 条例なんかもあったと思うけど、そのぐらい の程度でいいのか、それともそういう今後検 討するという答弁いただいてるんだけど、そ ういう方向で向かって行ったほうがいいのか、 その辺のところなんだけど、どうなんでしょ うか。必要、やっぱりあるべきことなのかと いうこと。

- **〇竹下喜英総務部長** 部会か何かでそれで、 予算要望等で。
- **〇下江洋行委員長** 金田秘書広報課長。
- ○金田明浩秘書広報課長 ことしの予算で今、 新城市内の旧の新城地区の公民館には市民憲 章のプレートが配られてありまして、それを 掲示していただいてるんですが、ことしそう いう市民憲章が制定されましたら、それをま たプレートをつくって、今度は新城地区、鳳 来・作手地区の公民館にも、すべての公民館 にそれをお配りしたいと考えています。
- 〇下江洋行委員長 丸山委員。
- ○丸山隆弘委員 話題をちょっと変えますけれども、きのうの質疑の中で、それぞれ指摘をされて文面のほうに、5行にわたる文面に対しての指摘をされた議員の意見がありましたけれども、最初のこのきれいな水と緑を守りますという問題については、産廃問題が今あるじゃないか。それからまたいろいろずっとそういう例を例えて言われておったんですけれども、こういうもの一つ一つにやはりきのうの質疑を聞いていて、ちょっともう一歩進めた答弁をいただきたかったかなっていきまりに私自身、聞いていて感じたんですけども、いや、そうじゃないんですよと。前向きにやっぱり新城、すばらしい環境の中で市民にやっての目標に向かってつくっていきま

しょうというような、そういう憲章であるということで、意味合いは当然わかるんですけれども、質疑の中身そのものが非常に抵抗があったものですから、きちんとやっぱりその辺は指摘をして、こうじゃないということで対応すべきだと思うんですが、その辺もちょっと答弁をいただきたいと思うんです。トータル的に。市民憲章はそもそもそういうものじゃないんですよっていう形で、答えるべきじゃないのかなと。きのうは・・・。

〇下江洋行委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 私自身はそうお答えしたつもりなんですが、回答が弱いイメージを与えてしまっているとすればおわびしたいと思いますが、確か議員の御指摘は、行動を制限するというような、そういう言い廻しでしたので、そこまでの強いあれはないんですけれども、市民全体でこれを目指すというようにお答えをしたつもりですので、これからもその方向で進めてまいりたいというように思っております。

産廃の問題などもございまして、このもう 環境を守るということはふさわしくないんで はないかというような御指摘ですが、だから こそこういう方向に向かって市民一丸となっ て進むんだっていう、そういう意思のあらわ れだというように理解しております。

〇下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 2番目のところだと、奥三河については自殺者が大変多いという指摘もあったりとか、あと3番目、4番目のとこでしたか、出生届におめでとうという声が職員の中で出て来ないと。これどういうことだっていうような逆の指摘があったと。実際そういう事実が本当にあるのかどうか。決して私自身はそうは思ってないので、その辺のそれぞれ議員のそのときの質疑の中身によりけりだと思うんですけれども、きちんとやっぱりそういうときには答えて、そういう事実ありませんならありませんと答えるべきじゃない

のかなっていうようにきのうは感じたんですが、改めてお聞きしますが。

〇下江洋行委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 それは、職員に関しては人事の担当になりますが、職員の規範としては市民価値を高めることのできる職員ということで掲げて進めておりますので、出生の時点であいさつと言うか、それができているのかいないのかっていうのは、ちょっとあの時点では私どもが把握していなかったものですから、強く否定はできなかったということで、そこの辺をできるようにしっかりとやっていきたいというように思っています。

**○下江洋行委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**〇下江洋行委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○下江洋行委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第124号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇下江洋行委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審 査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○下江洋行委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会

します。

# 閉 会 午前9時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行